

明治二十五年三月三十日 日刊 (行政機関の休日休刊)
第三種郵便物認可

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省 令〕

○後期高齢者医療の調整交付金の交付額の算定に関する省令の一部を改正する省令 (厚生労働一三一)

〔告 示〕

○原戸籍が滅失した件 (法務三四六)

○裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第五条の規定による認証をした件 (同三四七)

○登記回復に関する件 (同三四八)

○日本国に帰化を許可する件 (同三四九)

○肉用子牛生産安定等特別措置法第五条第九項の規定に基づき、指定肉用子牛の平均売買価格を告示する件 (農林水産一六二)

○食用精製加工油脂の日本農林規格の一部を改正する件 (同一一六三)

○食用精製加工油脂についての製造業者等の認定の技術的基準の一部を改正する件 (同一一六四)

○マーガリン類の日本農林規格の一部を改正する件 (同一一六五)

○マーガリン類の日本農林規格の一部を改正する件 (同一一六五)

○ショートニングの日本農林規格の一部を改正する件 (同一一六六)

○ショートニング品質表示基準を廃止する件 (同一一六七)

○マーガリン類及びショートニングについての製造業者等の認定の技術的基準の一部を改正する件 (同一一六八)

○農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の規定に基づき、登録外国認定機関を登録した件 (同一一六九)

○保安林の指定施設要件を変更する件 (同一一七〇)

○中小企業支援法第十一条第一項の規定に基づき中小企業診断士を登録した件 (経済産業一六四)

○中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則第十三条第三項の規定に基づき氏名に係る登録簿の変更をした件 (同一一六五)

○中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則第十五条第一項の規定に基づき登録の消除をした件 (同一一六六)

○温泉法施行規則第六条の三第一項第一号及び第三号並びに第六条の六第一項の規定に基づき環境大臣が定める方法等を定める件 (環境五八)

○平成五年環境庁告示第三十五号の一部を改正する件 (同五九)

○水質汚濁に係る農業登録保留基準を定める件 (同六〇)

○水質汚濁に係る農業登録保留基準を定める件 (同六〇)

○水質汚濁に係る農業登録保留基準を定める件 (同六〇)

○水質汚濁に係る農業登録保留基準を定める件 (同六〇)

○水質汚濁に係る農業登録保留基準を定める件 (同六〇)

○水質汚濁に係る農業登録保留基準を定める件 (同六〇)

○水質汚濁に係る農業登録保留基準を定める件 (同六〇)

○水質汚濁に係る農業登録保留基準を定める件 (同六〇)

〔叙位・叙勲〕

〔皇室事項〕

〔官庁報告〕

国土調査法に基づく国土調査と同一の効果があるものとしての指定の公告 (国土交通省)

〔資 料〕

日本と世界の天候 (平成二十年六月) (速報 (気象庁))

〔公 告〕

諸事項

官庁

金融商品取引業者営業保証金取戻し関係

裁判所

相続、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係

特殊法人等

出品保証書紛失に伴う証書の無効関係

地方公共団体

公債抽せん・償還 (東京都)、教育職員免許状失効関係

会社その他

会社その他

省 令

○厚生労働省令第三百三十一号
高齢者の医療の確保に関する法律 (昭和五十七年法律第八十号) 第九十五条第一項並びに前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令 (平成十九年政令第三百二十五号) 第六条第一項及び第三項の規定に基づき、後期高齢者医療の調整交付金の交付額の算定に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。
平成二十年七月二十三日
厚生労働大臣 舛添 要一

後期高齢者医療の調整交付金の交付額の算定に関する省令の一部を改正する省令

後期高齢者医療の調整交付金の交付額の算定に関する省令 (平成十九年厚生労働省令第四百四十一号) の一部を次のように改正する。

附則第三条第一項中「合計額とする」を「当該各号に掲げる額」に、「合計額に八分の十一を乗じて得た額とする」を「次の第一号から第六号までに掲げる額の合計額に八分の十一を乗じて得た額」並びに第七号及び第八号に掲げる額の合計額」とし、「七」その他特別の事情がある場合、別に定める額」とあるのは、「七 平成二十年度における保険料の減額賦課その他後期高齢者医療の円滑な運営のために必要な措置に要する費用の額がある場合別に定める額」に改め、同条第二項中「合計額とする」を「当該各号に掲げる額」に、「合計額に十二分の十一を乗じて得た額とする」を「次の第一号から第六号までに掲げる額の合計額に十二分の十一を乗じて得た額及び第七号に掲げる額」に改める。

附 則
この省令は、公布の日から施行する。

告 示
○法務省告示第三百四十六号
岐阜県加茂郡富加町役場保存の次の原戸籍が滅失した。
平成二十年七月二十三日
法務大臣 鳩山 邦夫
岐阜県加茂郡富加村羽生千四百二番地
小澤 武敏

○法務省告示第三百四十六号
岐阜県加茂郡富加町役場保存の次の原戸籍が滅失した。
平成二十年七月二十三日
法務大臣 鳩山 邦夫
岐阜県加茂郡富加村羽生千四百二番地
小澤 武敏

○法務省告示第三百四十六号
岐阜県加茂郡富加町役場保存の次の原戸籍が滅失した。
平成二十年七月二十三日
法務大臣 鳩山 邦夫
岐阜県加茂郡富加村羽生千四百二番地
小澤 武敏

○法務省告示第三百四十六号
岐阜県加茂郡富加町役場保存の次の原戸籍が滅失した。
平成二十年七月二十三日
法務大臣 鳩山 邦夫
岐阜県加茂郡富加村羽生千四百二番地
小澤 武敏

○法務省告示第三百四十六号
岐阜県加茂郡富加町役場保存の次の原戸籍が滅失した。
平成二十年七月二十三日
法務大臣 鳩山 邦夫
岐阜県加茂郡富加村羽生千四百二番地
小澤 武敏

○法務省告示第三百四十六号
岐阜県加茂郡富加町役場保存の次の原戸籍が滅失した。
平成二十年七月二十三日
法務大臣 鳩山 邦夫
岐阜県加茂郡富加村羽生千四百二番地
小澤 武敏

○法務省告示第三百四十六号
岐阜県加茂郡富加町役場保存の次の原戸籍が滅失した。
平成二十年七月二十三日
法務大臣 鳩山 邦夫
岐阜県加茂郡富加村羽生千四百二番地
小澤 武敏

○法務省告示第三百四十六号
岐阜県加茂郡富加町役場保存の次の原戸籍が滅失した。
平成二十年七月二十三日
法務大臣 鳩山 邦夫
岐阜県加茂郡富加村羽生千四百二番地
小澤 武敏

○法務省告示第三百四十六号
岐阜県加茂郡富加町役場保存の次の原戸籍が滅失した。
平成二十年七月二十三日
法務大臣 鳩山 邦夫
岐阜県加茂郡富加村羽生千四百二番地
小澤 武敏

○法務省告示第三百四十六号
岐阜県加茂郡富加町役場保存の次の原戸籍が滅失した。
平成二十年七月二十三日
法務大臣 鳩山 邦夫
岐阜県加茂郡富加村羽生千四百二番地
小澤 武敏

○法務省告示第三百四十六号
岐阜県加茂郡富加町役場保存の次の原戸籍が滅失した。
平成二十年七月二十三日
法務大臣 鳩山 邦夫
岐阜県加茂郡富加村羽生千四百二番地
小澤 武敏

○環境省告示第六十号
昭和四十六年三月農林省告示第三百四十六号（農薬取締法第三条第一項第四号から第七号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準）第四号の規定に基づき、水質汚濁に係る農薬登録保留基準を次のように定め、公布の日から適用する。
平成二十七年七月二十三日
環境大臣 鴨下 一郎

水質汚濁に係る農薬登録保留基準
昭和四十六年三月農林省告示第346号（農薬取締法第3条第1項第4号から第7号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める等の件。以下「基準告示」という。）第4号の環境大臣が定める基準は、次の表の農薬の成分の欄に掲げる農薬の成分の水質汚濁予測濃度（基準告示第4号に規定する水質汚濁予測濃度をいう。）が、同表の基準値の欄に定める濃度を超えないこととする。

農薬の成分	基準値
(RS) — N — [2 — (1, 3 — ジメチル/チル) — 3 — チニル] — 1 — N — チル — 3 — (トリフルオロメチル) — 1 — H — ヒソノール — 4 — カルボキサミド (別名: ヒソノピラド)	0.2mg/l

人事異動

総務省

本木 巖
願により年金記録確認中央第三者委員会委員を免ずる（七月十七日）

外務省

（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付）内閣事務官 山田洋一郎
外務事務官（大臣官房）に転任させる
（大臣官房）外務事務官 小笠原一郎
在ウィーン国際機関日本政府代表部に配置換する公使を命ずる（以上七月十六日）

林野庁

（林野庁林政部付）農林水産技官 井上 達也
辞職を承認する（七月十七日）
独立行政法人勤労者退職金共済機構理事 山崎 信介
農林水産技官（東北森林管理局長）に採用する（東北森林管理局長）農林水産技官 河野 元信
辞職を承認する（以上七月十八日）

特許庁

（総務部長）経済産業事務官 長尾 正彦
（総務部秘書課長）同 横山 典弘
（総務部総務課長）同 小川 潔
経済産業省に向わせる（各通）
（独立行政法人産業技術総合研究所能力開発部部長） 塩田 康一
経済産業事務官（総務部秘書課長）に採用する
（資源エネルギー庁電力・ガス事業部ガス市場整備課長） 経 済産業事務官 広美 郁郎
総務部総務課長に転任させる（大臣官房付）同 黒岩 進
総務部長に昇任させる（以上七月十一日）

防衛省

（防衛政策局国際政策課長）防衛書記官 土本 英樹
大臣官房参事官を命ずる（防衛政策局調査課情報保全企画室長）防衛部員 倉内 康治
防衛書記官に任命する
防衛政策局国際政策課長を命ずる（人事教育局人事制度課長）防衛書記官 神原 紀之
人事教育局給与課長を命ずる（以上七月一日）

（名古屋税関長）財務事務官 岡崎 匠
防衛事務官に任命する
大臣官房付を命ずる
（装備施設本部副本部長（通信誘導担当）防衛事務官 筒井 和人
財務省に向わせる（以上七月四日）
（航空自衛隊幹部学校付）一等空佐 谷口 利彦
統合幕僚監部運用部運用第1課総括班長を命ずる（統合幕僚監部運用部運用第1課総括班長）同 金古 真一
航空幕僚監部運用支援・情報部運用支援課勤務を命ずる（以上七月十日）
（海上自衛隊幹部学校付）一等海佐 二川 達也
海上幕僚監部防衛部防衛課勤務を命ずる（七月十八日）

最高裁判所

簡易裁判所判事兼判事補 野中 高広
東京地方裁判所判事補に補する
東京地方裁判所判事 大行 大行
東京地方裁判所判事・東京簡易裁判所判事 中山 大行
同 立川 毅 齋藤 千恵
同 福田千恵子 同
司法研修所教官に充てる（各通）
東京高等裁判所判事・東京簡易裁判所判事 新堀 亮一
東京家庭裁判所判事に補する
部の事務を総括する者に指名する
東京地方裁判所判事補・東京簡易裁判所判事 日置 朋弘
最高裁判所事務総局総務局付を免ずる
熊本地方裁判所判事補兼熊本家庭裁判所判事補・熊本簡易裁判所判事 一場 康宏
東京地方裁判所判事に補する
最高裁判所事務総局総務局付を命ずる
東京簡易裁判所判事に補する
大阪地方裁判所判事補
高松家庭裁判所判事に補する
兼ねて高松地方裁判所判事に補する

大阪地方裁判所判事補兼大阪家庭裁判所判事補・岸和田簡易裁判所判事 光吉 恵子
名古屋地方裁判所判事に補する（以上七月十六日）
名古屋簡易裁判所判事に補する

叙位・叙勲

○叙位
（山形大学名誉教授） 一柳 邦男
（同） 丹羽 健市
正四位に叙する（各通） 上野 雄造
從四位に叙する 古田 晋
從五位に叙する（各通） 庄司久一郎
大西 美好 寺本 良馬
橋本 辰人 細田 孝夫
西畑 亨治
柳川 基興 横林 元二 安田 玉雄
正六位に叙する（各通） 小林 義正 山鼻 至誠
從六位に叙する（各通） 小泉 家秀 鈴木 富
石原清三郎 正七位に叙する（各通） 伊藤 望 日枝 央充
從七位に叙する（各通）（以上六月十二日）
（鹿児島大学名誉教授） 石田 潤治
（東京教育大学名誉教授） 鎌田 正
（国立大学法人職員） 天野政千代 守屋 慶一
（同）
從四位に叙する（各通） 蕙畑 早苗 竹下 昭
從五位に叙する（各通） 田中 文雄 成田 吉衛
今井 實 上野 安邦
正八位 島崎 辰雄 高田 利吉
西川 得了 馬原 典一
正六位に叙する（各通） 伊東 利雄 井上 博文 梅 正彦
高松 悠策 柳樂 繁利 深沢 定富
星 祥陽 笑田 升